

会 議 要 旨

会 議 名	令和８年度 館山市コーラル会議
開 催 日	令和８年６月２２日（月）午後３時～４時３０分
開 催 場 所	館山市役所４号館 期日前投票所
出 席 者	[委員(敬称略 ５０音順)]合計９名（欠席１名） 神子 絵美 小林 栄子 斉藤 聡大 佐野 聖一 庄司 友之 鈴木 麻里 出口 洋子 西村 勝利 吉田 育世 [市（地域づくり課）] 渡邊課長、完戸係長、當麻副主査、綱川主事
公開・非公開の別	公 開
傍 聴 人 数	０名（定員３名）
会 議 内 容 議事進行 西村会長	１．開会 ２．議事 （１）『第４期館山市男女共同参画推進プラン』中間見直し版』の令和７年度取組結果の報告及び令和８年度審議会等における女性委員割合について 【事務局より】 令和７年度取組結果の報告 ・令和７年度の取組内容や進捗状況について報告。 総事業数１１８に対し、Ａ評価（おおいに取り組んだ）又はＢ評価（取り組んだ）と評価した事業は９７事業、Ｃ評価は２１事業だった。 令和８年度審議会等における女性委員割合 ・館山市の審議会等における女性委員割合は、令和８年４月１日現在２９．４７％（昨年度比１．４７％増）。 ・各部局の委員改選の際、女性の適任者の積極的な推薦を依頼しているが、推薦元となる団体の代表や構成員が男性中心であるため、結果として男性の推薦が多くなるという構造的な課題がある。 ・女性が会長または副会長の審議会等は２５．００％。 ・固定的な性別や役職の役割分担にとらわれず、誰もが能力を発揮できる環境づくりのためにも、今後は「公募委員のさらなる拡充」や「充て職」による推薦委員の基準を見直すといった、具体的な方策を継続することが必要。 【ご意見・ご質問】

(委員)	●女性・男性の委員や役職者の「年齢層」は把握しているか。若手の意見や、特に働き盛りの30代・40代の意見を取り入れることが重要ではないか。
(事務局)	⇒現在、年齢層の把握は行っていないが、今後の参考とする。
(委員)	●数値（割合）の達成だけに捉われるべきではない。能力や適性に適した人がその役職に就くべきだが、同時に参加しやすい環境づくり（例：オンライン会議、夜間などの時間帯への調整）によって間口を広げることが大切だ。
(委員)	●データの背景分析が必要。単なる数字の上下だけでなく、その要因や社会構造の課題について情報発信を行っていくべきだ。
(委員)	●男性が多い会議では、女性が発言することに恐怖を感じるケースもある。性別に関わらず意見が言いやすい雰囲気づくりや、会議のグランドルールの策定、発言を批判しない風潮づくりが必要である。
(委員)	●平成26年度に女性委員割合が突発的に高くなっている時期がある。この時の背景（要因）を分析すれば、今後の向上へのヒントになるのではないか。
(事務局)	⇒「子ども・子育て会議」等の設置年度に数値が高くなる傾向がある。詳細な要因はさらに分析したい。
(委員)	●「子ども・子育て会議」に女性が多いということは、裏を返せば「子育ては女性がするもの」という男性側の意識が変わっていないことの現れ。女性の登用を進めると同時に、男性がこうした分野に参画し、環境を変えていくという双方向の意識改革が必要だ。
(委員)	●いじめ問題対策や民生委員などの分野では、母親や女性の視点からの意見が必要となる現場がある。お互いの意見が言い合えるバランスが整っている状態が理想である。
(委員)	●「女性は慎ましく」といった古い世代の風潮や、女性自身が家庭の負担（家事・育児）を考慮して役職就任を辞退してしまう背景がある。若い世代への期待とともに、周囲の意識改革、固定的な役割分担意識の解消が必要である。
（２）令和８年度事業計画について 【事務局より】 館山市 ・各町内会等へ多様性尊重に関するリーフレット及び「女性役員の登用に関するお願い」の案内文を配布。 ・「男女共同参画週間」についてHPとSNSによる市民への周知および館山市職員への啓発。 ・令和８年度中に「館山市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」の導入。 千葉県男女共同参画地域推進員事業 ・館山市内の中学校を対象に、寸劇によるセミナーの開催を調整中。 【ご意見・ご質問】	
(委員)	●女性役員登用を依頼する際は、「女性だけが頑張る」のではなく、「男性もその分家庭で家事や育児を頑張るからこそ、女性が地域に出ていける」という、立場を逆転させた視

	点や、男性の家庭参画を促すような分かりやすい内容で訴えかけるべきだ。
(委員)	●「男女共同参画」という名称自体、現在の時代において、男女の2者間のみに限定され違和感がある。言葉によって傷つく人が出ないように、より分かりやすい名称（例：ジェンダー、ダイバーシティ、誰でも参画等）へ変更していく余地があるのではないか。
(委員)	●次回開催される県の会議にて、今回の「時代に合わせた名称変更や分かりやすい表現への見直し」に関する議論があったことを県へ共有してもらいたい。
	(3)「館山市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」の導入について 【事務局より】 ・令和7年度第2回館山市コーラル会議（2月開催）以降の経過報告及び今後のスケジュールについて。
	【ご意見・ご質問】
(委員)	●制度の説明及び周知の際、当事者が本当に困る部分（病院での面会、手術の同意、賃貸契約など）で、法律上の婚姻関係と同様に扱ってもらえるよう市としてガイドラインの作成や、業界団体へ働きかけを行ったりする予定はあるか。
(事務局)	⇒ガイドラインの策定は、現時点では考えていない。本制度は法的な拘束力を持たないため、民間事業者等に対してはあくまで「お願いベース」の働きかけとなる。その中で先行して導入している他の先進自治体での好事例を紹介するなどして、各種団体等へ前向きに働きかけていく。
(委員)	●学校教育の現場における啓発について、「新しいカリキュラムの追加は時間的に難しいが、他の課の事業に合わせるなどして機会を捉えて調整する」との前向きな回答があったが、具体的にどのような他課の事業をイメージしているのか。
(事務局)	⇒学校現場に関しては、学習指導要領の関係で新たに授業時間を確保することは難しいため、現在、各課が学校向けに行っている「出前講座」の枠組みの活用を調整している。5分～10分といった短い時間にはなるが、急にパートナーシップの話に飛んで生徒が混乱しないよう、話の流れをうまくつなげられる内容であれば対応可能というところまで話が進んでいる。
(委員)	●今の若い世代は、すでに多様性の意識を自然に持っている。この認識のさらに一歩先として、「法律（婚姻制度）が変わっていない以上、制度上の不平等で実際に苦労している人たちが現実社会に存在する」という現実や、婚姻届とは違い、提供しても自動的に権利が適用されるわけではない現状があることを、しっかりと伝えていきたい。それが理解できるのは高校生くらいからだと思う。
(委員)	●当事者が届出をする際、周囲の目を気にせず安心して手続きができるよう、受付窓口の設置場所や運営体制において何か工夫や検討していることはあるか。
(事務局)	⇒本制度は戸籍や法律が絡むものではないため、「市民課」の窓口とは切り離し、担当である「地域づくり課」で直接受け付ける体制をとる。また、申請にあたっては事前に予約をいただいた上で、「個室」での対応を想定している。将来的にはネットの予約フォームなどを導入し、申請者の使い勝手を良くしていきたい。
(委員)	●周囲の目を気にする人もいるが、堂々と届出したい人もいると思う。事前予約の際に選

	べると良いと思う。また、それはパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に限ったことではない。運用上難しいことは承知しているが、すべての人が同じように配慮を受けられるようになるとよいと思う。 (委員) ●医師会などの特定の組織だけでなく、民間企業や市内にある様々な関係団体に対して、市として「現場への理解があるキーパーソン」を個別に押さえていくような、具体的なアプローチが必要ではないか。 (委員) ●広報紙の QR コードから届いた意見は、非常に重みがある。この声を、今後の事業者や、市議会への説明の際、制度導入の必要性を訴える「リアルな説得材料」として大いに活用し、伝えていくべきだ。 【総括および市長への答申に向けて】 当会議は「館山市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」の導入に対し、深く理解と賛同を表明するとともに、以下の点について対応するよう要望する。 ・制度の導入にあたっては、制度及びその趣旨が市民や市内事業者等に理解されるよう周知徹底を図ること ・この制度が社会生活の中で最大限に尊重され、一人ひとりが自分らしく生きることが出来る社会の実現を目指すよう努めること ・制度がより実効性のあるものとなるよう適時適切に見直しを行うこと 以上の内容を市長への答申書として正式にまとめることが、委員全体の総意として承認された。 3. その他 4. 閉会
--	--